富山県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

	慣用名	使用量(kg/年)				
政令 番号		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ防除用	使用量 合計
22	フィプロニル			2.0E-1	1.5E+1	14.8
64	エトフェンプロックス	1.1E+1	6.9E+0	2.9E+0	1.1E+1	32.2
117	テブコナゾール				1.2E+0	1.2
139	トラロメトリン			2.8E+0	8.8E-1	3.6
140	フェンプロパトリン			1.3E+0		1.3
153	テトラメトリン	1.2E+2	3.7E+0	1.1E+2	4.4E-2	232.0
181	ジクロロベンゼン	2.6E+2	1.0E+2			358.3
225	トリクロルホン		3.5E+0			3.5
248	ダイアジノン		3.7E−1			0.4
251	フェニトロチオン		9.3E+1	1.7E+0		94.8
252	フェンチオン	2.7E+0	3.4E+1	2.7E+0		39.5
256	デカン酸				1.7E+0	1.7
350	ペルメトリン	1.5E+1	1.9E+1	9.0E+0	2.4E+1	66.8
405	ほう素化合物		3.8E-2	2.5E+1	5.3E-1	25.6
427	カルバリル			9.5E+1		94.6
428	フェノブカルブ			6.1E+1	6.4E+1	125.7
457	ジクロルボス	5.5E+1	3.4E+2			390.8
	合 計	4.6E+2	6.0E+2	3.1E+2	1.2E+2	1486.8

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。 注)衛生害虫・・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等